

PT、OT、ST等の外部専門家を活用した指導方法等の改善

に関する実践研究事業中間報告書

1 研究のねらい

外部専門家としての言語聴覚士（以下 ST）を活用した自立活動等の指導内容や方法を検討し、授業実践を積み重ねることで、学校における外部専門家の有効な活用の在り方を探る。

2 研究内容

- 1) 学校における外部専門家の活用の在り方を検討する。
- 2) 外部専門家を活用した自立活動等の指導内容や方法を検討し、授業実践を蓄積する。
- 3) 外部専門家を講師としての校内研修会や公開講演会を実施し、学習活動に関連した専門的な知見を得る。
- 4) 授業実践の中で、評価方法を工夫しながら授業改善を図る。
- 5) 外部専門家の活用を踏まえた個別の教育支援計画や個別の指導計画の効果的な活用を検討する。

3 評価の方法

- 1) 校内研究委員会は、研究内容の計画立案と研究経過の集約を行い、成果と課題を分析する。
- 2) 外部専門家推進会議は、校内検討委員会からの経過報告を検討し、次年度へ向けた助言を行う。

4 研究経過

1) 実施計画の策定（第1回推進会議）

1. 対象

指定校幼稚部、小学部の幼児児童について実施する。

2. 実施内容

日々の学習指導を行っている中で、発音・発語や言語・コミュニケーション等の面や、摂食機能の面で課題や疑問を感じている幼児児童の実態を探り、専門家である ST を活用し指導・助言を受ける。また、ケース研究のみにとどまらず、いろいろな言語発達検査について検査の内容、方法、評価の視点等について全職員が研修を受ける。

3. 実施手順

校内委員会において、実施手順を以下のように定めた。（図1）

- ア 自立活動等の指導の中で、聴覚活用に関する領域や発音・発語指導に関する領域、言語に関する領域、コミュニケーションに関する領域、摂食機能面等について、課題があると思われる幼児児童の実態について、学部ごとに検討し把握する。
- イ 実態把握をもとに、研究の対象とする幼児児童を決定する。
- ウ 自立活動の担当者は対象幼児児童の実態と課題等について「個別の指導計画」等から資料を作成する。
- エ 学級担任は、保護者に対して趣旨説明すると共に、実施についての承諾を得る。また、保護者の意見、相談事項を確認する。
- オ 外部専門家と日程等を調整し、授業参観のための訪問日を決定する。
- カ 訪問日には、学校における授業場面での授業担当者や児童等の様子を観察してもらい、小学部全体との話し合いを持つことで共通理解を図ったり、自立活動の担当者や関係の教師との話し合いをもち、個別の課題への対応、授業での配慮点等の指導、助言を受けたりする。
- キ 指導・助言をもとに、日々の授業実践や個別の指導計画の作成・改善に役立てる。

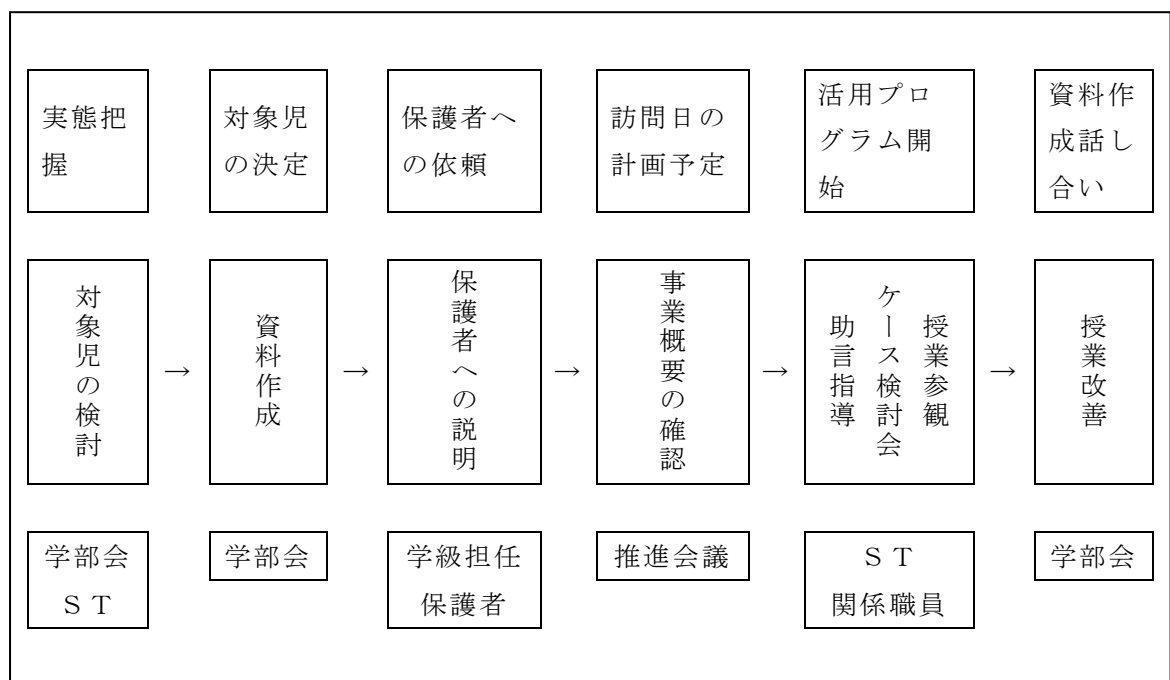


図1 研究手順

2) 外部専門家活用プログラムの実施

1. 「発音・発語指導」と児童の実態把握

本研究の対象児選択のために指定校小学部6名について、STにそれぞれの授業を参観してもらったうえで意見交換を行った。STの意見としては、「ねらいを発音に絞るということであれば、聴覚活用の状況等から考えて、効果が期待できるのは2年生と5年生各1名の合わせて2名の児童である。」ということを受け、学部会でも慎重に審議をした結果、対象児を2名に絞ることとなった。

2. 「摂食指導」と児童等の実態

給食指導や家庭での食事等の様子から、幼稚部 4 歳児と小学部 2 年生について、摂食指導の必要があるのではないかと考え、当初、本研究事業計画に盛り込んでいた。しかし、1 回目の ST 訪問日に十分な時間をとって観察をしてもらったところ、専門的な摂食指導を施す必要性はなく、これまで学校と家庭が連携して行っている日常的な食事指導だけで改善が望めるということから、この研究の対象とはしないこととした。

3. 外部専門家活用プログラムの実施と内容

外部専門家活用プログラムは、学校行事などの校内事情のため、平成 20 年度は 4 回だけ行われるにとどまった。2 回目と 3 回目は 2 校時を授業参観とし、3 校時をケース検討会（自立活動担当者等への指導・助言）としたが、ST との話し合いの中で、観察時間の延長の要請があったため、4 回目は、1・2 校時を授業参観とし、3 校時を課題の説明やそれに対する指導法についての指導・助言の時間とした。（表 2）

表 2 外部専門家活用プログラム日程表

回	日時	内容
1	平成 20 年 9 月 29 日（月曜日） 9 時 50 分～10 時 35 分	対象児童確認と小学部授業参観 対象児 6 名
	10 時 45 分～11 時 30 分	小学部職員との打ち合わせ（対象児の確認と取組計画）
	12 時 00 分～12 時 30 分	幼稚部、小学部給食場面観察（対象児の確認と実態把握、助言）
2	平成 20 年 10 月 8 日（水曜日） 9 時 50 分～10 時 35 分	対象児確認と小学部授業参観 対象児 2 名
	10 時 45 分～11 時 30 分	ケース検討会（学級担任等への指導・助言） 個別の課題に関する分析、指導・助言、実践
3	平成 20 年 11 月 28 日（金曜日） 9 時 50 分～10 時 35 分	授業参観 対象児の変容の観察
	10 時 45 分～11 時 30 分	ケース検討会（学級担任等への指導・助言） 個別の課題に関する分析、指導・助言、実践
4	平成 20 年 12 月 9 日（火曜日） 8 時 55 分～ 9 時 40 分	授業参観 対象児の変容の観察
	9 時 50 分～10 時 35 分	
	10 時 45 分～11 時 30 分	ケース会議 まとめ、今後の指導に向けて

3) 校内研修会の実施

指定校教員への聾学校の専門性の向上を図るため、これまでもほぼ毎年のように校内外の講師により、手話研修会や聴力検査講習会、発音発語指導研修会等を行っている。

そこで、今年度はこれまでの研修を継続すると共に新たに、これまで以上に指定校教員の資質の向上を図るために、本事業に参画している言語聴覚士を講師として校内研修会を、次のように実施した。

1. 研修テーマ

言語聴覚士による言語機能評価～言語発達検査と評価の視点～

2. 期日

平成 21 年 1 月 8 日（木曜日）

3. 主な研修内容

ア 臨床で頻繁に用いる検査法

A) 国リハ式（S—S 法）言語発達遅滞検査

- ・言語未習得時期からの一貫した系統的な評価が可能である。
- ・適応年齢は 0 歳後半から 6 歳代である。
- ・改訂 4 版が発行され、短時間で実施できる。
- ・日頃の支援に結びつきやすい検査法で、最も使用頻度が高い。

B) 絵画語い発達検査（PVT-R）

- ・言語理解力のうち「語彙量」の発達を測定するための検査である。
- ・適応年齢は 3 歳から 12 歳 3 ヶ月である。

C) 失語症構文検査

- ・脳卒中などで言語野に障害がある成人ばかりではなく、低年齢の子どもにも使用が可能である。

D) 質問—応答関係検査

- ・ことばの会話能力を評価するための検査である。
- ・適応年齢は 2 歳から就学前後である。

4) 地域公開講演会の開催

本事業の成果を地域に還元するために、学校や医療関係者、難聴児の保護者等が一堂に会し学習できる機会として、帝京大学名誉教授で耳鼻科医である田中美郷先生を講師として、次のように実施した。

1. 講演テーマ

聴覚障害を有する子どもへの早期支援

2. 期日

平成 21 年 2 月 1 日（日曜日）

3. 参加者

90 名（学校関係者 57 名、ST 等医療関係者 15 名、その他 18 名）

4. 講演要旨

2時間30分の講演は、冒頭で次の「私のホームトレーニング（HT）の哲学」としての総論を述べ、その後、それぞれについて各論を詳細にわかりやすく説明する形で進められた。まとめとして、「子どもの言語が育つためには、難聴の有無、程度は決定的な条件ではなく、保護者の熱意と教育支援者の協力であることは昔も今も、そして将来も変わらないことを強調したい。」と力強く話された。（図3）

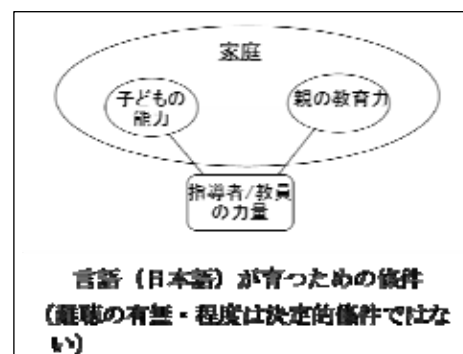


図3 教員と家庭との連携概念図

- ・ 子供は家庭を核にして育つ。それ故に、聴覚障害児の療育（教育）は、親子の絆に視点を置いた家族支援を重視する。
- ・ 子供は自ら学習し、発達していくエネルギーを内在している。この学習のエネルギーは情緒が安定し、目的意識（好奇心、探究心など）を持ったときに発揮される（能動的学習、例えば「見る」「聞く」ではなく「視る」「聴く」）。
- ・ 情緒の安定には、親子の親密かつ円滑な感情ないし「こころ」の交流が不可欠。これはとりもなおさずコミュニケーションの原点と言えるもの。
- ・ 乳児期の親子のコミュニケーションは五感を介してなされるので、いたずらに聴覚障害にこだわる必要はない。
- ・ 子供は五感を総動員して、生活空間や社会、そこにおける生活の営み、人間関係、自然界や社会の仕組み、ルールなどを実体験の中で学習していく。これは人間形成だけでなく、言語の概念形成にとっても欠かすことのできない重要な視点である。
- ・ 言語（language）は子供自らが獲得するものであり、決して教え込んではならない。言語獲得にはその基礎に脳の成熟といった生物学的条件があつて、時期がこないと獲得は始まらない。その時期は決まっていて、経験的に見て1歳10ヶ月前後である。この期を境にして言語発達を前言語期（prelinguistic stage）とその後の言語期（linguistic stage）とに区分する。
- ・ 聴覚障害児を言語獲得に導くのは親の役割と心得ること。HTはこれを支援するためのプログラムである。
- ・ 言語（language）とは、コミュニケーションの手段であり、思考の道具である。言語指導においては最も重視されるべきものであり、質問行動言語的思考の現われである。
- ・ 言語には聴覚言語と視覚言語、或いは音声言語と非音声言語といった種類がある。音声言語ないし聴覚言語は耳で聞いて覚える言語であり、日本語、中国語、英語など地球上の多くの言語はこれに属する。これに対し非音声言語、特にその代表とも言える手話は目で覚える言語であり、視覚言語とも呼ばれる。聴覚言語も視覚言語も言語という本質においては全く違いは無い。
- ・ 日本語のような聴覚言語は当然のことながら聴覚障害児、とりわけ難聴の重い子供には不利な言語である。これに対し手話、特に日本手話は聾者の言語だけに難聴の重い子供には有利な言語である。ただし日本手話は日本語ではないので、日

本手話をもとに日本語を教えるには、日本語への構造化の指導が必要になる。

- ・言語教育を聴覚活用で進めるにせよ、手話によるにせよ、日本社会で暮らすには日本語は不可欠と思う。この場合、言語指導法の違いを超えて共通して重視されるのは日本語の読み書き力を着ける教育である。
- ・我々の言語指導法は聴覚活用を基本にしている。その理由の一つは、我々は日本手話ができないことにあるが、しかし日本語は聴覚言語である以上、その教育においてできるだけ聴覚を活用することは理にかなっている。ただし補聴器や人工内耳を活用するからといって、言語指導に手指法導入を禁じる方法には我々は賛同しない。

5 成果と課題

1) 成果

指定校では本研究事業の実施により、初めて外部専門家による授業へのアドバイスや指導を受けたり、研修会、講演会等を実施したりすることができた。これらのいくつかの試みをとおして、校内研究委員会での分析により、次のような成果が認められた。

1. 授業場面

自立活動の実際の指導場面を参観してもらうことにより、聴覚学習の具体的な指導法や鏡を使った発音練習の方法、呼吸の練習（呼吸4態）などについての具体的な手立てを知ることができた。

また、単語や短文の読話練習の手段とその傾聴態度の育成についての指導・助言を得ることができた。また、対象児の学習意欲を損なわないような手立てについての助言が得られた。

2. ケース検討会や学部会

STを交えたケース検討会では、人工内耳を装用している児童に対しての構音指導や他機関のSTとの連携についての情報を得ることができた。

また、対象児の実態把握において、言語聴覚士の指導・助言を受け、構音検査等を実施することにより、対象児の状況がより明らかになり、自立活動の指導の充実につながった。

指導内容、具体的な指導方法については、個別の指導計画をもとに担当者の具体的な疑問に答えてもらい、課題等への認識が深まるとともに、実践への手がかりとなった。

3. 研修会・講演会

全体研修では、いろいろな言語発達検査について、検査結果の解釈やその生かし方について研修を受け、教員全員が検査についての理解を深めることができた。

地域公開講演会では、聴覚障害を有する子どもに関わっているいろいろな職種の人たちが一堂に会し、子どもの言語発達を促すためお互いに専門性を高め、協力し合いながら取り組んでいく必要性についてあらためて認識することができた。

2) 課題

本年度の事業をとおり次のような課題が明らかになった。

1. 発音・発語指導の技法や指導内容について

発音・発語指導ができる教員が少なくなっており、その指導方法等について、STが有している技法を学ぶ機会を拡充する必要性が明らかになった。

また、指定校では発音・発語指導にこだわってきたが、児童によっては言語指導に取り組まなければならないことが ST から指摘されており、ST の協力の下で合わせて指導をしていくことが必要である。

2. 保護者との連携について

対象児の理解を含め、保護者との連携については十分な時間を取ることができず残念であった。個別の教育支援計画の有効な活用や、保護者の理解を深める意味でも、教職員と保護者を含めた全体研修会などの計画が必要である。

3. ケース検討会の時間確保について

ST の来校日については授業参観の時間を優先的に設定することで問題がなかったが、その後の ST との協議の時間設定が、他の児童の授業と平行して実施しなければならないため確保が困難であり、工夫を要する。

4. ST 来校日の設定について

特に医療現場に勤務している ST については、その勤務と指定校への訪問時間の調整が非常に難しかった。今後、青森県言語聴覚士会との連携を図っていく上でも、複数の ST による訪問や、そのための情報共有の仕方などは大きな検討課題となっている。

6 今後の展望

平成 20 年度の事業の成果と課題を踏まえ、今後次のような取り組みを順次展開することで、さらなる成果を上げることが期待できるものと思われる。

- 1) ST が、指定校児童の実態を平成 20 年度で観察してきたが、平成 21 年度当初に該当児童について、ST がその手法を用いて言語や発音等について検査、評価を実施し、指導法について学校との摺り合わせを行う。
- 2) 個別の教育支援計画や個別の指導計画を、ST と教員がそれぞれの観点を持ちながら、協同して作成に当たる。
- 3) ST の定期的な授業参画や、指定校が提供する授業の様子のビデオ等の記録をもとに、指導法の改善による子どもの変容を確認し、次の課題に向けた指導方法を協議する。
- 4) 保護者と ST の連携を深めるために、保護者を含めた校内研修会や講演会を実施する。